

○由布市制20周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用に関する取扱要綱

令和7年3月31日
由布市告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、由布市制20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ(以下「由布市制20周年記念ロゴマーク等」という。)を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「由布市制20周年記念ロゴマーク」は、別図1のとおりとする。

2 この要綱において、「由布市制20周年記念キャッチフレーズ」は、別図2のとおりとする。

(権利の帰属)

第3条 由布市制20周年記念ロゴマーク等に関する一切の権利は、市に帰属する。
(使用の承認申請等)

第4条 由布市制20周年記念ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ由布市制20周年記念ロゴマーク等使用承認申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、由布市制20周年記念ロゴマーク等を使用した物品を有料で販売を行わず、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 市、行政委員会又は市議会が業務に関し使用する場合

(2) 報道機関が報道目的に関し使用する場合

(3) 由布市制20周年記念冠事業に関する取扱要綱(令和7年告示第73号)第6条の規定による承認した事業に関し使用する場合

(4) 由布市の共催、後援及び協賛に関する要綱(平成22年規則第61号)第6条の規定による承認した事業に関し使用する場合

(5) 由布市教育委員会の共催、後援及び協賛に関する要綱(平成22年教育委員会告示第3号)第6条の規定による承認した事業に関し使用する場合

(4) 教育機関又は保育機関が教育又は保育目的に関し使用する場合

(5) その他市長が認める場合に関し使用する場合

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による使用承認申請があった場合は、由布市制20周年記念ロゴマーク等の使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、由布市制20周年記念ロゴマーク等の使用を承認するものとし、由布市制20周年記念ロゴマーク等使用・使用変更承認書(様式第2号)により申請

者に通知する。この場合において、市長が必要と認めたときは必要な条件を付することができる。

- (1) 由布市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標、意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適當であると市長が認めるとき。

(使用料)

第6条 由布市制20周年記念ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 第5条の規定により承認した由布市制20周年記念ロゴマーク等の使用期間は令和8年3月31日までとする。ただし、印刷した印刷物等に残余が生じた場合その他のやむを得ない事由による場合にあつては、この限りでない。

(使用上の遵守事項)

第8条 由布市制20周年記念ロゴマーク等を使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 由布市制20周年記念ロゴマークの定められた色彩、形状等を正しく使用し、デザインの改変をしないこと。
- (2) 由布市制20周年記念キャッチフレーズの字体、色彩及び形状の変更は可能とするが文言及び字句の改変しないこと。
- (3) 使用承認を受けた使用目的及び使用方法以外に使用しないこと。
- (4) 由布市制20周年記念ロゴマーク等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 由布市制20周年記念ロゴマーク等を使用した物品等を有料で販売する場合にあつては、その販売する価格は、ロゴマークを使用する前の額と同額以下の価格又は類似の既製品の価格と同等以下の価格とすること。

(承認内容の変更)

第9条 由布市制20周年記念ロゴマーク等の使用承認を受けた者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ由布市制20周年記念ロゴマーク等使用変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは由布市制20周年記念ロゴマーク等使用・使用変更承認書により申請者に通知する。

(報告)

第10条 由布市制20周年記念ロゴマーク等の第7条の使用期間（使用期間が満了に満たない場合にあつては、当該使用期間の終了後）が経過したときは、由布市制20周年記念ロゴマーク等の使用状況を、由布市制20周年記念ロゴマーク等使用商品等販売状況報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

2 印刷した印刷物等に残余が生じた場合その他のやむを得ない事由による場合に使用する場合は、由布市制20周年記念ロゴマーク等使用商品等販売状況報告書により当該使用期間の終了後に市長に報告しなければならない。

3 印刷した印刷物等に残余が生じた場合その他のやむを得ない事由による場合に使用した場合は、使用期間が1年を経過するごと（使用期間が1年に満たない場合にあつては、当該使用期間の終了後）に、由布市制20周年記念ロゴマーク等使用商品等販売状況報告書に市長に報告しなければならない。

（権利の設定の禁止）

第11条 由布市以外の者は、由布市制20周年記念ロゴマーク等について、意匠法（昭和34年法律第125号）第6条の規定による意匠登録及び商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定による商標登録に係る願書の提出をしてはならない。

（違反等に対する取扱い）

第12条 市長は、第5条又は第9条第2項の規定による由布市制20周年記念ロゴマーク等使用・使用変更承認書の交付を受けずに由布市制20周年記念ロゴマーク等を使用している者に対し、その使用の差止めの請求、必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、当該請求等を受けた者は直ちに当該請求等に従わなければならない。

2 市長は、第5条又は第9条第2項の規定による由布市制20周年記念ロゴマーク等使用・使用変更承認書の交付を受けた者が、第8条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱の規定に違反したときは、当該承認を取り消すものとし、由布市制20周年記念ロゴマーク等使用・使用変更承認取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、使用承認を取り消された者は、直ちに由布市制20周年記念ロゴマーク等の使用を取り止めなければならない。

3 市は、前2項の規定による請求等又は承認の取消しによる損害その他の由布市制20周年記念ロゴマーク等の使用に関する損害について、一切の責めを負わない。

（争論等の解決）

第13条 由布市制20周年記念ロゴマーク等の使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、使用する者の責務においてこれを解決しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、由布市制20周年記念ロゴマーク等の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(失効等)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条、第12条第3項及び第13条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別図1



別図 2

20年分の感謝を絆に 未来へ繋がる由布市